

こども家庭庁任期付職員（広報推進官）募集要項

1 採用内容

- (1) 採用予定人数：1名
- (2) 採用予定日：令和8年4月1日

2 業務内容

こども家庭庁長官官房総務課における広報推進官として、こども家庭庁の効果的な広報の企画提案・助言・実施に関する専門的事項及び広報の分析・評価に関する事項のうち専門的事項、その他広報に関する相談・支援、掲載手続き等の広報関係業務を行う。

3 応募要件

【求める人材】

下記（1）及び（2）の要件すべてに適合する者

- (1) 民間企業等において以下の①・②の実務経験が4年以上の期間を有する者（通算可。①・②のい ずれか一方のみでも可）
 - ①広報業務又はマーケティング業務の実務経験
 - ②ウェブサイト運用経験又はSNS（主にX）の運用経験
- (2) 調査・研究機関、企業、行政等において、上記の経験年数を含めて応募時において、大学卒業後14年以上の職歴を有すること。

【望ましい人材】

上記に加え、

- ・企画書の作成及び企画の実施などの企画・調整・実施の経験
 - ・会議録の作成などのWord、表計算、集計、グラフ作成などのエクセルのほか、パワーポイントによる資料作成等の一般事務の経験、
 - ・契約書の作成など契約に関する一般事務の経験
- などを有すること。

【応募要件】

- ・大学卒業又は同等以上の学力を有し、一定の事務処理・調整能力（文章作成能力及び関係機関との調整能力）を有すること
- ・上記「求める人材」に記載された実務経験を有すること
- ・当該採用期間にわたり継続して勤務が可能な者

4 応募資格

以下に該当する者は応募できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられた者であって、当該刑の執行を終えるまでの者、執行猶予の期間中にある者、その他当該刑の執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受けた者であって、当該処分の日から起算して2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法又はこれに基づき成立した政府を暴力により破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

- (3) 平成11年民法改正前の規定に基づき、心神耗弱以外の事由（主として浪費）により準禁治産の宣告を受けている者

5 応募方法

- (1) 提出書類

ア 履歴書類

- (ア) 市販の用紙で可。電子的に作成した履歴書の印刷物も可。
- (イ) 写真（6ヶ月以内に撮影したもの。）を必ず添付すること。
- (ウ) 備考欄に「任期付職員（広報推進官）希望」と必ず記載すること。

イ 志望理由（A4横書き、1,000字以内。御自身の知識・経験、技術・専門分野等についても記載してください。）

ウ 職務経歴書

- (ア) これまで従事した職務の内容を具体的に記述したもの。
- (イ) 様式自由。A4横書き。
- (ウ) 日中連絡可能な連絡先（電話番号・メールアドレス）をご記入ください。
- (エ) 3の応募要件に掲げた事項については、詳細が分かるよう記述すること。

エ 必要に応じて3の応募要件を満たすことを証明できるものの写し1部（資格証明書等）

- (2) 書類提出先及び問い合わせ先

メール又は郵送で応募書類を添付して応募してください。

【メールによる送付先】

メールアドレス：kodomokatei.soumu@cfa.go.jp 担当：総務係

※件名は「任期付職員（広報推進官）応募」としてください。

【郵送による送付】

〒100-6003

東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング22階

こども家庭庁長官官房総務課総務係

※ 封筒に「任期付職員（広報推進官）選考書在中」と記載してください。

※ 応募書類は返却いたしません。（責任をもって破棄します。）

※ 問い合わせについては、メールでのみ対応します。

- (3) 応募締切

メール：令和8年2月13日（金）17時受信分まで

郵送：令和8年2月13日（金）必着

6 選考委員により、以下の方法で選考を行います。

- (1) 1次選考 書類審査

- (2) 2次選考 面接審査

※ 通知は合格者のみとなり、不合格の場合は通知しない場合があります。ご了承ください。

※ 書類審査（1次選考）合格者には、面接（2次選考）の日時・場所等をご連絡させていただきます。

7 勤務条件

- (1) 勤務地：東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング

- (2) 勤務時間：7時間45分（09:30～12:00 及び 13:00～18:15）
土・日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は休み。
- (3) 採用形態：一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号。以下「任期付職員法」という。）に基づき、常勤の国家公務員として採用を予定しています。
- (4) 採用予定官職：内閣府事務官（長官官房総務課広報推進官）（予定）
- (5) 給与：給与については、任期付職員法又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき、これまでの経歴等を考慮して決定します。
- (6) 任期：令和8年4月1日～令和9年3月31日
※勤務実績を考慮の上、双方合意に基づき、更新を行う場合があります。
- (7) その他：国家公務員法（昭和22年法律第120号）等に基づき、兼業に当たっては制限があります。また、業務上知りえた情報について守秘義務が課されることとなります。

8 備考

- (1) 現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から退職する必要があります。（休職は不可）
- (2) 採用内定者には、健康診断を受診（自己負担により任意の医療機関で実施）していただきます
- (3) 身分証明証にマイナンバーカードを使用します。合格者は、入庁までにマイナンバーカード取得をお願いいたします。